平塚市車両広告掲載取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、平塚市が管理する車両（以下「車両」という。）への広告掲載について、平塚市広告掲載要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（広告の色彩等）

第２条　車両に掲載できる広告の色彩、意匠その他のデザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１）道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの

（２）車両運行上の支障となるもの

（３）地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれがあるもの

（４）都市景観との調和を損なうもの

（５）周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫させるおそれがあるもの

（広告の掲載方法等）

第３条　車両への広告の掲載方法は、広告の内容を表示した特殊フィルムのラッピングによるもの等とし、車両本体に直接表示する方法によることはできない。

２　前項の特殊フィルムの材質は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去の際に車両の塗装の剥離を生じさせないものとする。

（広告の規格等）

第４条　広告の規格、掲載料金、掲載期間、掲載位置及び掲載内容については、別表のとおりとする。

（広告の募集）

第５条　広告の募集は、広報ひらつか、平塚市ホームページ等を使用して行うものとする。

（広告掲載の申込手続等）

第６条　車両への広告掲載を申し込もうとする者は、平塚市車両広告掲載申込書（第１号様式）に広告案を添付（以下「申込書等」という。）して市長に提出するものとする。この場合、市に納付すべき市税等を完納していなければならない。

２　市長は、前項申込書等が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を平塚市車両広告掲載決定通知書（第２号様式）により当該申込者に通知するものとする。この場合において、広告の掲載を決定された者（以下「広告主」という。）は、当該広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

３　広告主は、平塚市屋外広告物条例（平成２４年条例第２９号）による許可を受けなければならない。

４　市長は、第２項の決定をする場合において、当該決定に係る広告の枠について申込書等を提出したものの数が枠数を超える場合は、当該申込書等を提出したもののうちから抽選により広告を掲載することができるものを決定する。

（広告掲載料の納入）

第７条　広告主は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告掲載

料を一括納付しなければならない。

（費用負担等）

第８条　広告の作成費用、車両への掲載費用及び掲載期間の終了した場合、又は掲載の必要がなくなった場合の車両からの撤去費用については、広告主が負担するものとする。

２　広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

３　天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告の破損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

（広告掲載の取消）

第９条　市長は、次に該当するときは、第６条第２項の広告掲載の決定を取り消すことができる。

（１）第７条の期日までに広告掲載料を一括して納入しなかったとき

（２）前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき

２　市長は、前項の規定により広告掲載を取り消したときは、平塚市車両広告掲載取消決定通知書（第３号様式）により、広告主に通知するものとする。

（既納の広告掲載料の不還付）

第１０条　既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により広告を掲載できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年１１月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２３年１０月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に募集を開始する広告から適用し、同日前に募集を開始した広告については、なお従前の例による。

附　則

１　この要綱は、平成２５年１１月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に募集を開始する広告から適用し、同日前に募集を開始した広告については、なお従前の例による。

附　則

１　この要綱は、平成２８年１１月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に募集を開始する広告から適用し、同日前に募集を開始した広告については、なお従前の例による。

附　則

１　この要綱は、平成２９年１１月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に募集を開始する広告から適用し、同日前に募集を開始した広告については、なお従前の例による。

附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に募集を開始する広告から適用し、同日前に募集を開始した広告については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、決裁の日（令和４年９月９日）から施行する。

附　則

この要綱は、決裁の日（令和４年９月１４日）から施行する。

別表（第４条関係）

１　広告の規格及び掲載料金

車種	規格（cm）（縦×横）	掲載料金
公用車（軽自動車）	（５０×　７０）（左右両側面）	２０，０００円

２　掲載期間　　広告掲載日から１年間（広告の掲載及び撤去作業に係る期間を含む。）

３　掲載位置　　市長が指定する車両の左右両側面

４　掲載内容　　広告主の氏名（法人にあっては名称）、広告主の電話番号は必ず記載するものとする。

ただし、電話番号を明示できないと市長が認めた場合は、この限りではない。

第１号様式（第６条関係）

平塚市車両広告掲載申込書

年　　月　　日

（提出先）
平塚市長

（申込者）住所又は所在地

氏　　名

電　話　番　号

Ｆ　　Ａ　　Ｘ

（団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

平塚市車両への広告掲載について、次のとおり申し込みます。

法人その他団体の概要	
掲載希望台数（２～４台）	台
申込者連絡先	担当部署 氏名 電話番号 メールアドレス

（申出事項）

１　広告デザイン案は別添のとおりです。

２　「平塚市広告掲載要綱」及び「平塚市車両広告掲載取扱要綱」の規定を遵守した上で、上記のとおり申込みます。

３　平塚市広告掲載要綱第２条第１号アからナの規定に該当していないことを誓約します。

４　平塚市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

５　広告掲載の決定を受けた場合には、市長が指定する期日までに広告料を納付します。

６　平塚市広告掲載要綱第１１条第１項または平塚市車両広告掲載取扱要綱第９条第 1 項の規定により、広告掲載を取り消された場合には、広告料の返還を市長に求めません。

７　広告の内容に関し、一切の責任を負います。

第２号様式（第６条関係）

平塚市車両広告掲載決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

平塚市長　　氏　　名　㊞

次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	□　掲載します □　掲載しません 【理由】
掲 載 内 容	
掲 載 期 間	広告掲載日より１年間 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
掲　載　料	円 ※　同封の納入通知書により、納期限までに指定の場所でお支払ください。
掲 載 条 件	「平塚市広告掲載要綱」「平塚市車両広告掲載取扱要綱」を遵守すること。 平塚市広告掲載要綱第２条第１号エからキで定める基準に該当する場合には、市長は広告の掲載を取り消します。この場合、これにより生じた損害に対して市は責任を負いません。また、納付された広告掲載料は還付いたしません。なお、市に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。

第３号様式（第９条関係）

平塚市車両広告掲載等取消決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

平塚市長　　氏　　名　㊞

次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	□　掲載料が未納 □　要綱の規程に違反 □　その他
	理由
取消年月日	年　　月　　日
掲　載　料	□　返還なし □　返還あり 円